

第3章 市町村と児童相談所との連携

児童福祉法の改正後、子どもと家庭に関する第一義的な相談・通告の窓口は、身近な市町村が担うことになりました。このため、児童相談所は、一時保護や施設入所が必要な緊急性があるケースや市町村の対応では困難なケースを主に対処すること、市町村の児童家庭相談や市町村要対協で対応しているケースへの助言等の支援など、より専門的な立場からの役割が求められています。市町村の要対協として、児童相談所の役割をよく理解し、連携していくことが大切です。

(1) 児童相談所の機能と役割

○ 児童相談所の基本的機能

- ・ 第一義的な児童家庭相談を行う市町村への援助を行います。
- ・ 専門的な知識や技術を必要とする児童家庭相談について、必要に応じて、家庭の地域での状況や生活歴、子どもの発達や性格、行動等について専門的な見地から総合的に調査・診断・判定し、援助方針を定め、関係機関等と連携し子どもの援助を行います。
- ・ 必要に応じて子どもを家庭から分離して一時保護を行います。
- ・ 子ども又は保護者を児童福祉司等に指導させたり、乳児院や児童養護施設等の児童福祉施設に入所させ、又は里親に委託する等の措置を行います。

○ 市町村との連携における児童相談所の役割

- ・ ケースの初期対応や進行管理、一時保護等の必要性の判断等、市町村の児童家庭相談の対応についての技術的援助や助言を行います。
- ・ 市町村では対応が困難なケースの送致を受け、子どもの安全確保のために立入調査や一時保護、児童福祉施設入所措置等の権限を活用し、子どもや保護者に対する専門的な支援を行います。
- ・ 施設の退所後の子どもや里親委託解除後の子どもが安定した生活を継続できるよう、市町村と協力して子どもや保護者に対する支援を行います。

○ 児童相談所の児童虐待対応における主な権限

児童相談所は、児童虐待対応に関して次に掲げるような法に定める権限を有しています。実際に権限を行使する際には、必要に応じて市町村

に協力を求めることもあります。

【一時保護】（児童福祉法第 33 条）

児童相談所長が一時保護を必要と認める場合には、保護者の意に反しても一時保護を行うことができる。

【立入調査】（児童虐待防止法第 9 条第 10 条、児童福祉法第 29 条）

児童虐待が行われているおそれがあるときは、職員を子どもの住所又は居所に立ち入らせ、必要な調査・質問をさせることができる。また、必要があると認めるときは、警察署長に援助を求めることができる。

【臨検又は搜索】（児童虐待防止法第 9 条の 3～10 条の 6）

保護者が児童相談所長による出頭要求、再出頭要求を拒否した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、子どもの安全の確保のため、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の許可状により、児童相談所の職員等に子どもの住所若しくは居所に臨検させ、又は子どもを搜索させることができる。（臨検～住居等に立ち入ること、搜索～住居その他の場所に人の発見を目的として捜し出すこと）

【家庭裁判所の承認による施設入所、里親委託】

（児童福祉法第 28 条第 1 項）

虐待等により著しく児童の福祉を害する状態にもかかわらず、保護者が施設入所等に同意しない場合、家庭裁判所に申し立て、承認を得たうえで施設入所措置等を行うことができる。措置の期間は 2 年を超えてはならないとされているが、家庭裁判所の承認を得て更新も可能である。

【家庭裁判所による親権停止の請求】（民法第 834 条）

児童福祉法第 28 条による施設入所後に子どもが進学を迎えたり、アルバイトを始める場合や施設退所後の就職自立の準備を進める場合など、親権者の同意が必要なときに、親権者が子どもの意向に拒否したり、同意しない等、強く干渉する場合がある。その場合には 28 条による承認だけでは対応できないため、子どもの最善の利益の実現のため、児童相談所長は家庭裁判所に対し親権停止の請求ができる。親権停止が認められるのは「父又は母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき」であり、承認期間は 2 年を超えない範囲とされ、その期間を更新・延長する規定はない。必要な場合は再度審判の申立てを行うこととなる。

児童福祉法第 33 条

児童虐待防止法第 9 条
～10 条・児童福祉法第
29 条

児童虐待防止法第 9 条
の 3～10 条の 6

児童福祉法第 28 条
第 1 項

民法第 834 条

(2) 市町村と児童相談所の役割分担・連携

○ 市町村と児童相談所の役割分担の基本的な考え

- ・ 市町村児童家庭相談援助指針においては、市町村は、子育て支援サービス等の身近な各種の資源を活用すること等により、自ら対応可能と考えられる比較的軽微なケースへの対応や、自ら対応してきたケースについて行政権限の発動を伴うような対応が必要となった場合や重篤なケースなどの児童相談所への連絡等の進行管理を担うこととされています。
- ・ 一方、児童相談所は、市町村の対応についての技術的援助や助言を行うとともに、市町村では対応が困難なケースの送致を受け、立入調査や一時保護、児童福祉施設への入所等の行政権限の手段も活用しつつ、専門的な相談支援を行うこととされています。
- ・ 児童家庭相談に関して「軽微」又は「専門的」と判断する具体的基準は定まってはいませんが、それぞれの役割を踏まえ、概ね次のようなケースが例として考えられます。

○ 市町村が主に対応するケースの例

- ・ 住民や関係機関からの相談・通告を受理し、初期調査をした結果、市町村の子育て支援サービスにより継続した支援が必要であると判断されたケース。
- ・ 虐待の疑いがあるが、安全確認や初期調査の結果、子どもの安全についての重大・深刻な危険はなく、子どもの安全についての問題が軽微であると判断されたケース。
- ・ 虐待の疑いがあるものの緊急度や重症度が低く、子どもが保育所や学校などの所属集団へ毎日通っており、子どもの状況把握が可能であり、関係機関による援助が継続的に必要であると判断されたケース。
- ・ 乳幼児健診未受診歴があり、保健師の受診勧奨により受診はしたものの、母親に育児の不安がある等、継続して養育支援が必要と判断されたケース、あるいは乳児家庭全戸訪問事業により母親の育児不安等が確認され、母子保健分野と連携し、継続した養育支援が必要と判断されたケース。(ただし、虐待死亡事例では0歳から2歳児までの子どもが6割以上を占めていることから、乳児はそれ自体が虐待リスクが高いことを踏まえ、状況把握やリスクアセスメントを十分に行う必要があります。)
- ・ 児童相談所が主担当で継続的な支援を行ってきたケースのうち、虐待エピソードがなく、子どもの安全についての問題が軽微となったケ

一スで、要対協の協議で市町村が主担当に変更となり、引き続き経過観察を要すると判断されたケース。

- ・ 一時保護を解除となり帰宅した子どもや児童福祉施設入所・里親委託が解除され、在宅生活を始める子どもで、要対協で協議を行い、市町村が主担当機関となり在宅生活の状況把握と援助を継続して行う必要があると判断されたケース。

○ 児童相談所が主に対応するケースの例

- ・ 市町村が受理した虐待通告のうち、受傷状況が重症、あるいは緊急に一時保護を行うなどの行政権限の発動を伴うような対応が必要があると判断されたケース。
- ・ 市町村が通告受理後に行う初期調査を保護者が拒否する等により、子どもの安全確認ができないケース。
- ・ 乳児家庭全戸訪問やその後の訪問において子どもの安全を確認できないケース。あるいは、乳幼児健診未受診家庭で再三の受診勧奨にも応じず、子どもの安全確認ができないケースで出頭要求や立入調査等の法的対応が必要と判断されたケース。
- ・ 学校等において、保護者の虐待により、子ども自身が帰宅を拒否しているケース。
- ・ 通告の内容や子どもの発言等から性的虐待が疑われるケース。
- ・ 市町村が通告受理したケースのうち、市町村では対応が困難と判断されたもの又は市町村が主担当で継続支援しているケースのうち、状況変化等により、要対協の協議で児童相談所に主担当を変更したケース。

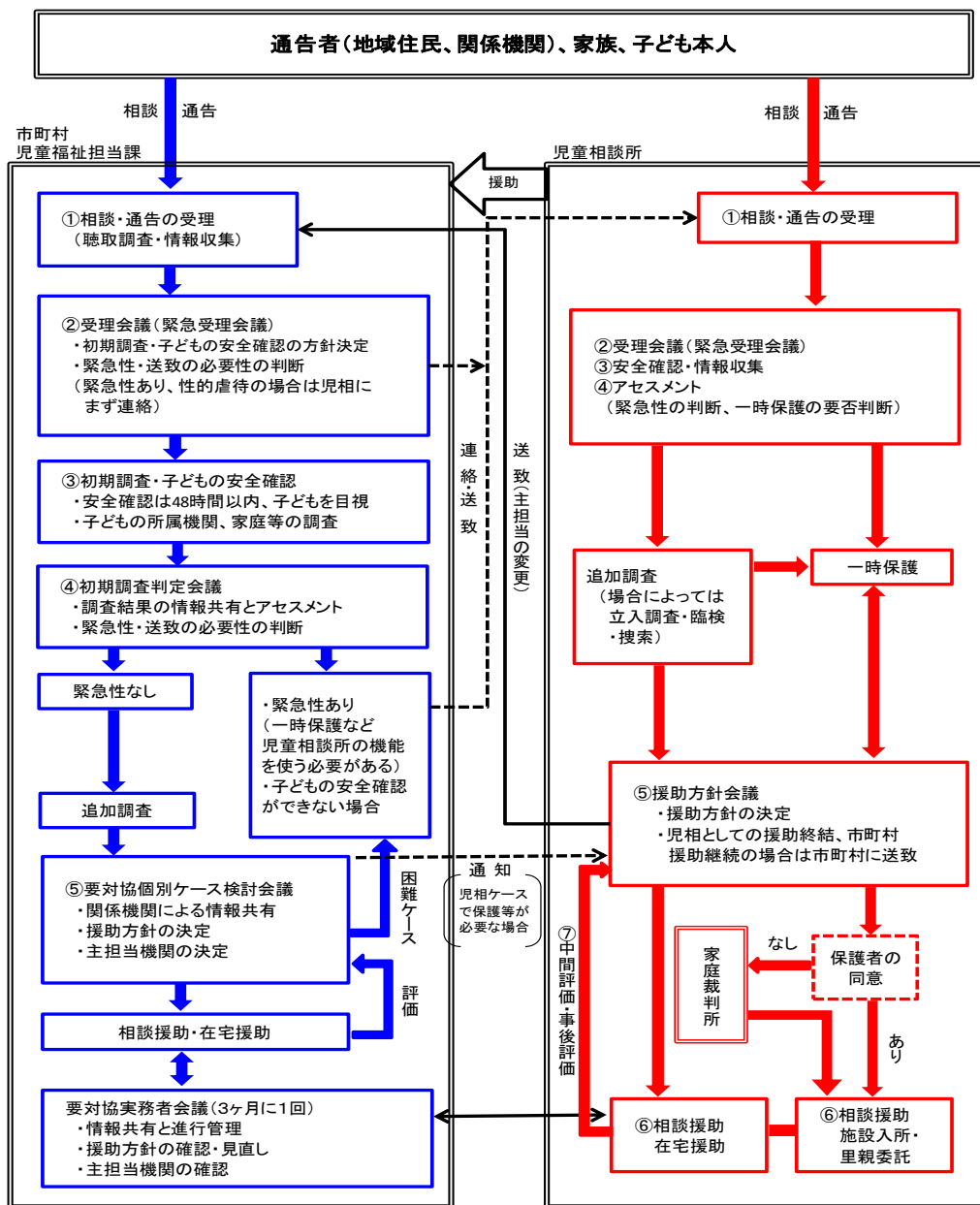
○ 市町村と児童相談所の連携

- ・ 児童相談所は、すべての市町村と協議し、ケースの情報交換や対応方法等の助言を行うため、定期的に市町村を訪問し、情報交換を行うことが必要です。要対協の個別ケース検討会議や実務者会議以外にも、市町村と児童相談所との定期的な情報交換を行う仕組みをつくるのが大切です。
- ・ 支援が困難なケース等については、定期的な訪問の際に情報共有を図るほか必要に応じて、市町村と児童相談所職員が家庭に同行訪問するなどの協働の取組みを行うことも重要です。
- ・ 児童相談所による定期的な訪問や要対協の個別ケース検討会議、実務者会議を十分活用し、市町村と児童相談所のどちらが主担当機関と

して支援にあたるか明確に決め、取りこぼしケースがないようにすることが重要です。どちらが主担当機関になったとしても、任せきりや丸投げになってしまわないよう、互いに協力協働し対応していくことを十分に心掛け、支援にあたっていくことが大切です。

- ・ 休日、夜間等の時間外の通告への対応を適切に行うため、各市町村の虐待担当課と児童相談所との間で、緊急の連絡等に対応できるよう連絡先や対応職員などについて、事前に了解しあっておくことも重要です。

児童虐待相談の流れと児童相談所との連携フロー図



(3) 送致・通知等について

① 送致

「送致」は、ケースの所管を移すことが必要な場合に行います。これにより、主担当機関が移ることになります。市町村から児童相談所へ送致する場合と児童相談所から市町村へ送致する場合の二通りが考えられます。

○ 市町村から児童相談所への送致

- ・ 保護者が市町村の関わりを拒否したり、子どもの安全確認ができない場合を含め、立入調査や一時保護、施設入所等の行政権限による措置が必要と考えられるケースや子どもに関する専門的な判定やケアが必要と考えられるケースなど、ケースの緊急度・重症度などから、市町村がケース検討会議等で、自ら対応することが困難と判断した場合は、児童相談所に送致します。
- ・ 送致にあたっては、児童相談所と十分な協議を行い、児童相談所とのやりとりのなかでケースの情報交換が十分になされない事態を防ぐため、虐待相談・通告受付票や児童記録票などの参考資料を添付した「送致書」（様式第9号）を児童相談所に送付します。また、組織としての判断や対応を明確にするため、送致書には送致理由を明記します。児童相談所への送致後も連携して対応していくという認識を共有することが重要です。
- ・ 緊急性が高いと判断した場合は、早急に口頭（電話や来所）により送致することとし、後日送致書を送付します。（送致日は電話や来所をした日付）
- ・ 児童相談所は、送致書を受け取った場合、また、電話等により口頭で市町村から送致を受けた場合は虐待相談・通告受付票で聴き取り、緊急受理会議を開催します。

○ 児童相談所から市町村への送致

- ・ 児童相談所は、援助方針会議などで、児童相談所の援助を終結するケースで、今後も市町村の支援や関係機関による状況把握と援助が必要だと判断する場合は、市町村に送致します。
- ・ 組織としての判断や対応を明確にするため、虐待相談・通告受付票や援助方針会議資料等の参考資料を添付した「送致書」を市町村に送付します。送致の必要がないケースについても、児童相談所の関わりが終結することを市町村に情報提供するなど、事前に市町村と十分協

児童虐待防止法第8条
第1項第1号

児童福祉法第25条の7
第1項第1号

児童福祉法第25条の7
第2項第1号

児童福祉法第25条の8
第8号

様式第9号

「送致書」

議することが大切です。

- ・ 児童相談所から送致を受けた市町村は、ケースの主担当機関として、要対協で管理するなどの対応をします。

② 通知

- ・ 市町村から児童相談所に送致し、児童相談所が主担当機関になっている場合でも、市町村がその後の家庭や子どもの状況把握により、そのケースに出頭要求や立入調査、一時保護等の必要があると認められた場合には、児童相談所に対して「通知」(様式第10号)します。この通知による主担当機関の変更はありません。
- ・ 通知を受けた児童相談所は、その対応について判断します。また、この通知に係る措置の実施状況については、岩手県社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置部会に報告します。

児童虐待防止法第8条
第1項第2号

様式第10号
「児童相談所の対応に
ついて(通知)」

児童虐待防止法施行
規則第7条



送致・連絡(援助依頼)に係る役割分担フロー図

